平成30年度実地指導における指導事項について

<u>1 全サービス共通事項</u>

〇会計の区分

〔事例〕 指定介護サービス事業所ごとに経理の区分、指定サービス事業の会計とその他事業の会計(有料 老人ホーム等)を区分していなかった。

指定介護サービス事業者は、指定サービス事業所ごとに経理を区分するとともに、指定サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分する必要があります。介護サービスの事業の人員・設備・運営に関する基準条例において、「事業所ごとに事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない」と定められています。

「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」

(平成 13 年 3 月 28 日老振発第 18 号厚生労働省老健局振興課長通知)

○職員の資格証について

[事例] 事業所の従業者の資格が確認できなかった。

職員の資格証は、採用時に必ず原本を確認し、事業所で複写を保管してください。サービスによっては資格がなければ従事できない職種(訪問介護の訪問介護員等)があるため、資格の確認は厳重に行ってください。

○管理者の責務について

事例〕 事業所の管理者が従業者及び業務の状況を把握していなかった。

管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行わなければなりません。

また、管理者は事業所の従業者に対して、事業の人員・設備・運営に関する基準を遵守させるため、必要な指揮命令を行わなければなりません。

管理者が自ら法令を遵守するのは当然のことですが、その他の従業者の方にも法令を守ってもらうよう、管理者として必要な指示を行ってください。

事業所内で基準違反に該当することが行われていたことが発覚した場合、管理者は直接の関与がない場合でもその監督責任を問われます。

管理者は、常勤で管理業務に専従することが原則となっています。

他職務又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職員との兼務は「管理上に支障がない範囲内」でしか認められません。兼務により管理業務に支障が生じている場合は基準違反に該当します。

※常勤専従要件のある管理者以外の職種についても、兼務が可能な場合がありますが、**兼務は「業務に 支障がない」又は「サービス提供に支障がない」範囲**となりますので、注意してください。

〇各種サービス計画 (訪問介護計画,通所介護計画等)

[事例]

- サービス事業所としてのアセスメントを行っていなかった。
- ・各種サービス計画は作成しているが、利用者の同意を得ず、交付もされていなかった。
- ・各種サービス計画を作成した後に、速やかに利用者からの同意を得ておらず、相当の日数が経過した後に同意を得ていた。

- 各種サービス計画について、必要に応じた変更が行われていなかった。
- ・各種サービス計画の内容が、居宅サービス計画に沿った内容になっていなかった。
- ・各種サービス計画の記載が、居宅サービス計画の表現と同一であったり、具体性を欠くものであった。
- ・各種サービス計画が、画一的に記載されており、利用者ごとの個別性・具体性がなかった。
- ・各種サービス計画の立案に際しては、居宅介護支援事業所等と密接な連携を図り、サービス担当者会議や日常の連絡等を通して、常に利用者の心身の状況等の把握に努め、利用者の日常生活の状況や希望を把握して、サービスの目標及び当該目標を達成するために必要な具体的なサービス内容等をサービス計画に記載してください。
- ・各種サービス計画は、あらかじめ、その内容について、利用者又はその家族に対し速やかに説明し、利用者の同意を得てください。(利用者が各種サービス計画に同意した場合は、利用者の氏名を各種サービス計画の同意欄に記名・押印又は署名を受けるか、又はいつ、誰に同意を得たかについて記録してください。)
- ・各種サービス計画を作成した場合は、遅滞なく利用者に交付してください。
- ・各種サービス計画は、最新の当該居宅サービス計画に沿って作成し、必要に応じて随時変更を行ってくだ さい。
- ・指定介護サービスの目標等を明確にし、具体的なサービスの内容を利用者に分かりやすく記載した各種サービス計画を作成してください。
- ・各種サービス計画に従って提供したサービスの実施状況及び目標の達成状況について記録した上で計画の 評価を行ってください。
- ※居宅サービス計画の更新・変更の際、各種サービス計画における内容に変更がない場合には、各種サービス計画の変更は必ずしも必要ではありません。

○運営規程

[事例] 職員の員数や利用料金の負担割合の記載が実態と合っていなかった。

指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、変更があったときから 10 日以内に変更の届出を提出してください。

(ホームページ掲載場所)介護サービス事業者向けトップページ > 4 変更届・廃止届・休止届・再開届

〇非常災害対策

[事例]

- ・避難訓練及び消火訓練を実施していなかった。
- ・夜間にサービス提供を行う事業所であるにも関わらず、夜間帯を想定した避難訓練を行っていなかった。
- ・非常災害に関する具体的計画が策定されていなかった。

防火管理者等を定め、非常災害に対する具体的な計画を立案し、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行ってください。避難訓練の回数については、 防火対象物の区分によって異なりますので、消防法に定めるとおり行ってください。

また、訓練の状況など実施結果や反省点等を記録、保存するなど、非常時における対応方法について職員間においても情報共有を図ってください。

施設や事業所において策定が求られている非常災害に関する具体的な計画(非常災害対策計画)は、火 災だけでなく水害、土砂災害、地震等にも対処するための計画であることが必要です。

【旭川市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第 111 条】

〇高齢者虐待防止について

[事例]

- 介護従業者が、利用者、入居者に対し暴言を吐いていた。
- ・職員に対し虐待防止の研修が実施されていなかった。
- ・虐待を職員個人の問題ではなく、施設や事業所の問題として捉えることが重要です。速やかに事実関係 や原因を究明し、組織として根本的な再発防止に努めてください。
- ・定期的に研修を行い、全職員が適切な知識を持ち、事業所全体で、高齢者虐待防止に取り組んでください。

また、研修での不適切なケアの振り返り、研修の効果の確認、職員のメンタルケア等、事業所での虐待 防止に係る積極的な取り組みをお願いいたします。

高齢者虐待防止法による「高齢者虐待」の定義

- ①身体的虐待: 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- ②介護・世話の放棄・放任:高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を 養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- ③心理的虐待:高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ④性的虐待:高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者にわいせつな行為をさせること。
- ⑤経済的虐待:高齢者の財産を不当に処分することとその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得る こと。
- <高齢者虐待防止に関する取組(高齢者虐待防止法第20条)>~養介護施設設置者,養介護事業を行う者
- ・養介護施設従業者等の研修を実施すること。
- 利用者や家族からの苦情処理体制を整備すること。
- ・その他の養介護施設従業者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講じること。
- <通報等の義務(高齢者虐待防止法第21条)>~養介護施設従業者等
- ・業務に従事している養介護施設・事業所において、業務に従事する養介護施設従業者等による高齢者虐 待を受けたと思われる高齢者を発見した場合には速やかに市に通報しなければならない。

○身体拘束について

[事例]

- ・身体拘束を行う上で計画を作成していない、又は計画はあるが、計画期間が決められていなかった。
- ・本人又は家族の同意を得ていなかった。
- ・計画における拘束実施期間が終了したにも関わらず、拘束を継続していたが、計画の延長をしていない 又は延長をする旨の検討会議等が開催されていない、家族の同意を再度得ていなかった。
- ・身体拘束に係る記録が不十分であった。

「緊急やむを得ない場合」に例外的に身体拘束を行う場合においては、要件・手続の面で慎重な取り扱いが求められます。身体拘束に関しては、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録し、必ず家族へ説明し同意を得てください。

また、拘束実施期間を更新する際には、カンファレンス等を開催し、再度家族へ説明し同意を得てください。

【身体拘束ゼロへの手引き (厚生労働省)】

〇サービス提供体制強化加算

【通所介護, 地域密着型通所介護 共通】

[事例] 算定根拠となる、前年度における職員の割合等の記録が作成、保管されていなかった。

サービス提供体制強化加算における職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年 度実績(4月~翌年2月までの11か月間)の平均を用いて算出することとされています(前年度実績が 6か月に満たない事業所については、届出日の属する月の前3か月)。

当該加算を算定している事業所においては、新年度において引き続き加算を算定できるか実績を確認するとともに、加算要件が満たせなくなった場合には3月に取下げ等の届出が必要です。

なお、実績が満たされている場合には届出等の手続きは不要ですが、その際作成した算出資料は事業所 で保管してください。

2 個別サービスに関する事項

- (1) 通所介護, 地域密着型通所介護, 第1号通所事業, 認知症対応型通所介護
- ○人員配置について

[事例]

- ・月ごとの勤務表(勤務形態一覧表)を作成していなかった。
- ・職員の配置状況が人員欠如減算に該当するにも関わらず、減算を適用していなかった。

利用者に対し適切にサービスを提供できるよう、従業者の勤務の態勢を定めるとともに、日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との兼 務関係等を明確にした勤務表(勤務形態一覧表)を月ごとに作成しておく必要があります。

【旭川市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 第109条】

【旭川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 第 61 条の 13、第 83 条(準用)】

【指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について 第三-六-3-(5)-①】 【指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について 第三-二の二-3-(6)-①,第三-三-(4)(準用)】

また、勤務表(勤務形態一覧表)は実績についても作成し、職員配置の実績が人員配置基準を満たしているか確認するようにしてください。

○利用料について

〔事例〕

- ・運営規程に定めがない利用料を徴収していた。
- ・徴収している費用の科目と実際の内訳が乖離していた。
- 教養娯楽費などを一律に徴収していた。

利用者から徴収できる費用については基準条例等で定められています。

特に「その他の日常生活費」を徴収する場合は、「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」(平成12年老企第54号)にて通知されているように、利用者の選択により実費相当の費用徴収となるようにしてください。

○個別機能訓練加算(I),(I)について(通所介護,地域密着型通所介護)

[事例]

- ・開始時及びその後3月ごとに1回のモニタリングが行われていなかった。(Ⅰ.Ⅱ共通)
- ・個別機能の訓練に必要な人員配置がなされていなかった。(Ⅰ.Ⅱ共通)
- ・3月に1回以上行うべき居宅訪問が行われていなかった。(I.II共通)
- ・居宅訪問において、生活状況の確認が行われていなかった。または記録がなかった。(I.Ⅱ共通)
- 機能訓練の目標に具体性がなかった。(Ⅱ)
- ・提供される訓練の内容が、設定された目標に関連しないものであった。(Ⅱ)

個別機能訓練加算(I)及び(II)の対象として提供される機能訓練については、【**厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚労告第95号)**】にて、以下のとおり定められています。

◇大臣基準告示 十六

イ 個別機能訓練加算(I)

- (1)(略)
- (2) 個別機能訓練計画の作成及び実施において<mark>利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう</mark>複数の種類の機能訓練の項目を準備し、その項目の選択に当たっては、<mark>利用者の生活意欲が増進されるよう</mark>利用者を援助し、心身の状況に応じた機能訓練を適切に行っていること。
- (3) 機能訓練指導員,看護職員,介護職員,生活相談員その他の職種の者(以下「機能訓練指導員等」)が 共同して,利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し,当該計画に基づき,計画的に機能訓練を行っているこ と。
- (4)(略)
- 口 個別機能訓練加算(Ⅱ)
- (1) (略)
- (2) 機能訓練指導員等が共同して、<mark>利用者の<u>生活機能向上に資する</u>よう</mark>利用者ごとの心身の状況を重視した個別機能訓練計画を作成していること。
- (3) 個別機能訓練計画に基づき、<mark>利用者の生活機能向上を目的とする</mark>機能訓練の項目を準備し、理学療法 士等が、利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。
- (4) (略)

さらに、【指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について】においては、以下の通り示されております。

(11) 個別機能訓練加算について

①~⑤ (略)

⑥ 個別機能訓練加算(Ⅱ)に係る機能訓練は、身体機能そのものの回復を主たる目的とする訓練ではなく、残存する身体機能を活用して生活機能の維持・向上を図り、利用者が居宅において可能な限り自立して暮らし続けることを目的として実施するものである。

具体的には、<mark>適切なアセスメントを経て</mark>利用者の ADL 及び IADL の状況を把握し、<mark>日常生活における生活</mark>機能の維持・向上に関する目標(1人で入浴ができるようになりたい等)を設定のうえ、当該目標を達成す

るための訓練を実施すること。

- ⑦ ⑥の目標については、<mark>利用者又は家族の意向及び利用者を担当する介護支援専門員の意見も踏まえ</mark>策定することとし、当該利用者の意欲の向上につながるよう、<mark>段階的な目標を設定するなど可能な限り具体的かつわかりやすい目標</mark>とすること。
- ® 個別機能訓練加算(Ⅱ)に係る機能訓練は、類似の目標を持ち同様の訓練内容が設定された5人程度の小集団(個別対応含む)に対して機能訓練指導員が直接行うこととし、必要に応じて事業所内外の設備等を用いた実践的かつ反復的な訓練とすること。実施時間については、個別機能訓練計画に定めた訓練内容の実施に必要な1回あたりの訓練時間を考慮し適切に設定すること。

また、生活機能の維持・向上のためにの訓練を効果的に実施するためには、計画的・継続的に行う必要があることから、概ね週1回以上実施することを目安とする。

⑨~⑩ (略)

- ① 個別機能訓練(I)を算定している者であっても,別途個別機能訓練加算(Ⅱ)に係る訓練を実施した場合は,同一日であっても個別機能訓練加算(Ⅱ)を算定できるが,この場合にあっては,個別機能訓練(II)に係る常勤専従の機能訓練指導員は,個別機能訓練加算(Ⅱ)に係る機能訓練指導員として従事することはできず,別に個別機能訓練加算(Ⅱ)に係る機能訓練指導員の配置が必要である。また,個別機能訓練加算(Ⅰ)は身体機能への働きかけを中心に行うものであるが,個別機能訓練加算(Ⅱ)は,心身機能への働きかけだけでなく,ADL(食事,排泄,入浴等)や IADL(調理,洗濯,掃除等)などの活動への働きかけや,役割の創出や社会参加の実現といった参加への働きかけを行い,心身機能,活動,参加といった生活機能にバランスよく働きかけるものであり,
 <u>それぞれの加算の目的・趣旨が異なる</u>ことから,</mark>それぞれの個別機能訓練計画に基づいた適切な訓練を実施する必要がある。なお,それぞれの加算の目的・趣旨に沿った目標設定や実施内容等の項目等については,別に通知(※)するところによるものとする。
- (※)【通所介護, 地域密着型通所介護及び短期入所生活介護における個別機能訓練加算に関する事務処理 手順例及び様式例の提示について(平成 27 年老振発 0327 第 2 号)】

以上に示されているとおり、個別機能訓練加算(I)と(II)ではその目的や趣旨が異なっております。 加算に相当する個別機能訓練を提供する際は、関係告示や関係通知等を理解した上で、利用者のアセスメントを十分に行い、適切な個別機能訓練計画を作成するとともに、利用者の状況や目的等を踏まえた機能訓練を提供するようにしてください。

また、個別機能訓練訓練加算については、利用者全員に一律に算定するものではないことにも留意してください。

◇個別機能訓練加算 (I), (Ⅱ)の概要

	個別機能訓練加算(I)	個別機能訓練加算 (Ⅱ)
訓練の目的, 趣旨 等	利用者の自立の支援と日常生活の充実に 資するよう複数メニューから選択できる プログラムの実施が求められ、座る・立 つ・歩く等ができるようになるといった身 体機能の向上を目指すことを中心に行わ れるものである。	利用者が居宅や住み慣れた地域において可能な限り自立して暮らし続けることができるよう、身体機能の向上を目的として実施するのではなく、①体の働きや精神の働きである「心身機能」、②ADL・家事・職業能力や屋外歩行といった生活行為全般である「活動」、③家庭や社会生活で役割を果たすことである「参加」といった生活機能の維持・向上を図るために、機能訓練指導員が訓練を利用者に対して直接実施するものである。
機能訓練指導員の	常勤・専従 1 名以上配置	専従 1 名以上配置
配置	(時間帯を通じて配置)	
(機能訓練指導員)	理学療法士,作業療法士,言語聴覚士,看護職員,柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師,はり師又はきゅう師(はり師及びきゅう師については,理学療法士,作業療法士,言語聴覚士,看護職員,柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者)	
個別機能訓練計画	利用者ごとに心身の状況に応じた上で多 職種共同で作成	利用者ごとに心身の状況を重視した上で 多職種共同で作成
機能訓練項目	利用者の自立支援と日常生活の充実に資するよう複数種類の機能訓練項目を準備し、利用者の状況に応じ選択して実施。	利用者の生活機能向上を目的とする機能 訓練項目 ・実践的な訓練を反復して行うことが中 心となる。 ・実際の生活上の行動そのものや、それ を模した行動を反復して行うこと ・事業所内外の実地的な環境下で訓練を 行うことが望ましい。
訓練の対象者	人数制限なし	5人程度以下の小集団または個別
訓練の実施者	制限なし	機能訓練指導員が <u>直接実施</u>
実施回数	実施回数の定めなし	おおむね週1回以上
居宅訪問	機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問した上で、個別機能訓練計画を作成し、その後3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問した上で、利用者又はその家族に対して、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、訓練内容の見直し等を行っていること。	

○運動器機能向上加算について (第1号通所事業)

[事例]

- ・運動器機能向上計画が具体的な計画となっていなかった。
- ・モニタリングが1か月ごとではなく、3か月ごととしていた。
- ・モニタリングが客観的な運動器の機能の状況について行われていなかった。

運動器機能向上加算については、【「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」の制定及び「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス及び居宅療養管理指導に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について】等の一部改正について】において、以下の通り示されており

ます。

※介護予防通所介護の廃止に伴い、現行の上記留意事項通知においては介護予防通所介護の記載はありませんが、本市の第1号通所事業が介護予防通所介護相当として実施していることから、従前の通知に則っております。なお、介護予防通所リハビリテーションにおいて同様の加算が規定されており、提供方法等も同様のものとなっております。

◇運動器機能向上加算の取り扱いについて

- ① 介護予防通所介護・介護予防通所リハビリテーションにおいて運動器機能向上サービスを提供する目的は、当該サービスを通じて要支援者ができる限り要介護状態にならず自立した日常生活を営むことができるよう支援することであることに留意しつつ行うこと。
- ② (略)
- ③ 運動器機能向上サービスについては以下のアからキまでに掲げるとおり、実施すること。
- ア 利用者ごとに看護職員等の医療従事者による運動機構上サービスの実施に当たっての<mark>リスク評価,体力</mark> 測定等を実施し、サービスの提供に際して考慮すべきリスク、利用者のニーズ及び運動器の機能の状況を、 利用開始時に把握すること。
- イ 理学療法士等が、暫定的に、利用者ごとのニーズを実現するためにおおむね3月程度で達成可能な、目標(以下「長期目標」という。)及び長期目標を達成するための概ねおおむね1月程度で達成可能な目標 (以下「短期目標」という。)を設定すること。長期目標及び短期目標については介護予防支援事業者において作成された当該利用者に係る介護予防サービス計画と整合が図れたものとすること。
- ウ 利用者に係る長期目標及び短期目標を踏まえ、理学療法士等、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、当該利用者ごとに、実施する運動の種類、実施期間、実施頻度、1回当たりの実施時間、実施形態等を記載した運動器機能向上計画を作成すること。その際、実施期間については、運動の種類によって異なるものの、おおむね3月間とすること。また、作成した運動器機能向上計画については、運動器機能向上サービスの提供による効果、リスク、緊急時の対応等と併せて、当該運動器機能向上計画の対象となる利用者にわかりやすい形で説明し、その同意を得ること。なお、介護予防通所介護又は介護予防通所リハビリテーションにおいては、運動器機能向上計画に相当する内容を介護予防通所介護計画の中又は介護予防通所リハビリテーション計画の中にそれぞれ記載する場合は、その記載をもって運動器機能向上計画の作成に代えることができるものとすること。
- エ 運動器機能向上計画に基づき、利用者ごとに運動器機能向上サービスを提供すること。その際、提供する運動器機能向上サービスについては、国内外の文献等において介護予防の観点からの有効性が確認されている等の適切なものとすること。また、運動器機能向上計画に実施上の問題点(運動の種類の変更の必要性、実施頻度の変更の必要性等)があれば直ちに当該計画を修正すること。
- オ 利用者の短期目標に応じて、おおむね1月間ごとに、利用者の当該短期目標の達成度と<u>客観的な運動器</u> の機能の状況についてモニタリングを行うとともに、必要に応じて、運動器機能向上計画の修正を行うこと。 カ 運動器機能向上計画に定める実施期間終了後に、利用者ごとに、長期目標の達成度及び運動器の機能の状況について、事後アセスメントを実施し、その結果を当該利用者に係る介護予防支援事業者に報告すること。介護予防支援事業者による当該報告も踏まえた介護予防ケアマネジメントの結果、運動器機能向上サービスの継続が必要であるとの判断がなされる場合については、前記アからカまでの流れにより、継続的に運動器機能向上サービスを提供する。

キ (略)

運動器機能向上加算は利用者の身体機能に働きかけるという点で言えば、個別機能訓練加算 (I) に近い ものではありますが、よりモニタリングの頻度など、異なる点があることをご理解願います。

また、モニタリングにおける『客観的な運動器の機能の状況』については、具体的な数値データによるものとしております。

◇運動器機能向上加算の概要

▽左列田 版配刊工M井マ7版文		
目的	当該サービスを通じて要支援者ができる限り要介護状態にならず、自立した日常生活	
	を営むことができるよう支援することであることに留意しつつ行うこと。	
機能訓練指導員の	専従 1 名以上配置	
配置		
(機能訓練指導員)	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指	
	圧師はり師又はきゅう師(はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、	
	言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能指	
	導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者)	
計画	利用者の運動器の機能(考慮すべきリスク、利用者のニーズ、運動器機能)を利用開	
	始時に把握した上で運動器機能向上計画を作成	
	多職種共同で作成	
	(長期目標はおおむね3か月程度で達成可能な目標, 短期目標は長期目標を達成する	
	ためのおおむね1月程度で達成可能な目標。介護予防サービス計画と整合がとれたも	
	o)	
	利用者ごとに,実施する運動の種類,期間,頻度, 1 回当たりの実施時間,実施形態	
	を記載した計画を作成すること。	
	利用者に運動器機能向上計画・効果・リスク・緊急時の対応等について説明し、同意	
	を得ること。	
モニタリング及び 事後アセスメント	運動器機能向上サービスの提供状況を記録すること。	
	利用者の短期目標に応じて、目標の達成度と客観的な運動器の機能の状況についてお	
	おむね1月ごとにモニタリングを行い記録すること。	
	実施期間終了後長期目標達成度及び運動器の機能の状況について、事後アセスメント	
	を実施し、その結果を介護予防支援事業者へ報告すること。	
訓練の対象者	個別	
訓練の実施者	制限なし	
実施回数	実施回数の定めなし	

〇運営推進会議(地域密着型通所介護,認知症対応型通所介護)

〔事例〕運営推進会議を開催していなかった。

平成 28 年度に地域密着通所介護が創設された際、地域密着型通所介護事業所においては、運営推進会議 を開催することが基準に設けられました。

開催期間はおおむね6月に1回以上,運営推進会議に対し活動状況を報告し,運営推進会議による評価を受けるとともに,運営推進会議から必要な要望,助言等を聴く機会を設けてください。

また、運営推進会議の効率化や、事業所間のネットワーク形成の促進等の観点から、次に挙げる条件を満

たす場合においては、複数の事業所の運営推進会議を合同で開催して差し支えありません。

- ①利用者及び利用者家族については匿名とするなど、個人情報・プライバシーを保護すること。
- ②同一の日常生活圏域内に所在する事業所であること。

担当 旭川市福祉保険部 指導監査課 介護担当

TEL: 0 1 6 6 - 2 5 - 9 8 4 9

E-mail:shido-kaigo@city.asahikawa.hokkaido.jp